

## 解説

## 更生保護を支える民間の担い手

更生保護法人 日本更生保護協会 [東京都渋谷区]  
<http://kouseihogo-net.jp>

社団法人 全国保護司連盟事務局  
たなか ふみお  
 保護司 田中 史男 さん



## ■ 更生保護制度の概要

日本の更生保護制度の最大の特徴は官民協働態勢ということで、国の行政機関のほか、保護司、更生保護施設などさまざまな民間篤志家の協力を得て実施されている。

更生保護は、法務省が所管しており、その内部部局として保護局が更生保護に関する施策の企画立案、関係法令の整備など更生保護の制度と運用に関する基本的な事務を行っている。次に、主として仮釈放の事務を担当している地方更生保護委員会が全国8か所の高等裁判所の管轄区域ごとに置かれている。さらに、保護観察、矯正施設収容中の生活環境の調整、更生緊急保護、犯罪予防活動等の業務を行っている保護観察所が全国50か所の地方裁判所の所在地ごとに置かれている。

## ■ 更生保護の民間の担い手

「更生保護ボランティア」とは、保護司を中心とした専ら更生保護分野で活動するボランティアである。保護司のほか、更生保護女性会やBBS (Big Brothers and Sisters Movement)、協力雇用主など、多彩である。

保護司とは、「社会奉仕の精神をもって、犯罪をした者及び非行のある少年の改善更生を助けるとともに、犯罪の予防のため世論の啓発に努め、もって地域社会の浄化をはかり、個人及び公共の福祉に寄与することをその使命とする。」と保護司法に定められている。

保護司制度の淵源をたどればいろいろな見方ができるところであるが、大正12(1923)年に旧少年法が施行され、これに基づき嘱託少年保護司の制度が設けられ、さらに、昭和14(1939)年に司法保護事業法が施行され、それまで私的な存在であった司法保護委員制度が法制化された。この嘱託少年保護司と司法保護委員が現在の保護司制度の前身である。

保護司は、保護観察官に協力して、その民間性、地域性の特性を生かしながら、主として①保護観察対象者の指導監督、補導援護、②矯正施設に収容されている者の生活環境の調整、③犯罪予防活動等の業務に従事している。保護司が備えるべ

き要件には①人格及び行動について社会的信望を有すること、②職務の遂行に必要な熱意及び時間的余裕を有すること、③生活が安定していること、④健康で活動力を有することとなっている。

自分は、法務大臣の委嘱を受けた非常勤の国家公務員で、任期は2年。給与は支給されず、職務に要した費用の全部または一部が実費弁償金として支給される。委嘱されるには保護観察所の長が候補者として保護司選考会に諮問して、その意見を聞いた後、法務大臣に推薦し、法務大臣が委嘱するという手続きによって行われている。

保護司の職務執行区域である保護区は全国で882、保護司定数は保護司法で52,000人を超えないものとされているが、平成21(2009)年1月1日現在で48,936人に委嘱されている。年齢別構成は60～69歳が51%で最も多く、次いで50～59歳22%、70歳以上21%、平均年齢は63.2歳。性別は男性74%、女性26%。職業は最も多いのが主婦及び無職の27%、次いで会社員・公務員等の22%となっている。在職年数は、ここ10年間は在職年数の短い保護司が増加する傾向にあり、10年前の平成11(1999)年は10年以上の在職期間が52%だったのと比較すると平成21(2009)年1月では42%にまで低下している。

更生保護施設は、更生保護法人や社会福祉法人等によって運営され、現在、全国に103施設ある。保護観察を受けている者や刑務所から満期で釈放された者のうち、住居や身寄りのない者を宿泊させて、生活指導や職業補導などを行い、自立のための援助をしている。

更生保護女性会は、犯罪や非行をなくし、罪を犯した人びとの立ち直りを支援するボランティア団体である。温かな人間愛をもって、誰もが人間らしく尊厳をもって生き生きと暮らし、明るい社会の実現に寄与することを目指している。更生保護女性会のおこりは戦前の「少年保護婦人会」であり、昭和24(1949)年の更生保護制度発足に伴って各地に地区単位の更生保護婦人会が組織された。会員数は平成21(2009)年4月1日現在189,662人。活動内容は①犯罪・非行予防活動、②子

## 事例 1

地域のなかで更生保護に  
取り組む保護司の役割

保護司 [東京都葛飾区]

育て支援活動、③社会参加活動に対する協力、④更生保護施設、矯正施設への協力活動などがある。

BBS会は、兄や姉のような身近な存在として、少年たちとふれあい、その健やかな成長を支援するとともに、犯罪や非行のない明るい社会の実現を目指して非行防止活動を行う青年ボランティア団体である。BBS運動は昭和21(1946)年、京都の一青年が「何かできないだろうか」と熱い想いを京都府に投書したことに始まっている。平成21(2009)年4月1日現在4,217人の会員が活動している。主な活動はともだち活動、非行防止活動、自己研鑽などである。

協力雇用主は、保護観察対象者や更生緊急保護の対象者の就職援助及び職業生活の補導の面から、更生保護事業に協力している民間篤志家である。対象者の前歴にこだわらず、一般の労働者と待遇や稼働上の差別をすることなく積極的に彼らを雇用し、更生に重要な役割を果たしている。対象者を担当した保護司または更生保護施設職員が、支援の必要から自らの知人や縁故先の事業主等に対象者の就職について協力を求めたことに始まり、その後、地域社会において開拓されてきた。

平成21(2009)年1月には、中央の経済団体や全国的な企業等が中心となり、特定非営利活動法人「全国就労支援事業者機構」が設立され、各都道府県ごとの就労支援事業者機構の設立に向けた取り組みが行われている。

## ■ 保護司の役割と活動内容について

平成6(1994)年9月から葛飾区保護司会に所属し、保護司として15年のキャリアをもつ<sup>しげたけいこ</sup>滋田慧子さんは、これまでに約30名の保護観察にかかわってきた。

保護司は、自分たちが住んでいる地域を活動エリアとして、矯正施設を釈放になった人や少年院から仮退院した人、あるいは裁判所で保護観察の言い渡しを受けた人の更生を、同じ地域で生活しながら支える役割を担っている。

保護観察の対象者とかがかわる年数は、大人の場合で数か月から長い場合は10年を超えることもある。少年に関しては20歳になるまでとされているが、20歳に満たなくても更生が認められる場合には、保護司から法務省の保護観察官に見立てを伝え、保護観察所において「良好解除」と決定がなされると保護観察が終了となる。

保護観察期間中、保護司の主たる活動は、毎月2回の面接を通して対象者の生活状況を把握しながら、社会復帰を支援することである。面接に当たっては、保護司の自宅に来てもらう「来訪」と、対象者の住まいを訪ねる「往訪」とがある。通常は「来訪」を基本としているが、家族や身元引受人と会って話した方がよいと判断した場合には「往訪」している。面接によって現在の生活態度や交友関係などについて調査し、更生の過程を保護観察官に書面で報告するしくみとなっている。

また、滋田さんの所属する葛飾区保護司会では、保護司たちの勉強会と情報交換を目的として年に3回ほど、定例研修



「社会を明るくする運動」に取り組む葛飾区保護司会

## 更生保護を支える人びと

会が行われている。そのほかにも、エリア別の「分区分会」（葛飾区は7分区分）も開かれ、さまざまなケースを想定して対応を話しあったり、講師を招いて面接技法や子どもの心理などを学ぶ機会が設けられている。

### ■ 対象者への支援で心がけていること

保護観察の対象者は、罪を犯してしまった過去から立ち直り、通常の生活に戻りたいとの意識があるため、そうした気持ちを大切にしながら、対象者が地域のなかで孤立をしないように心がけている。また、初めて対象者と会ったときには必ず、保護司には守秘義務があることを説明し、安心感や信頼感をもっていただけるよう努めている。

対象者のなかには家族がいない人もおり、そうした人にとっては、保護司とのかかわりが社会とつながるための入口となる。また、家庭に帰ってきた人であっても、その後の家族関係の維持が困難な人には、保護司が唯一の相談相手となるケースも少なくないという。対象者が求めているのは「話を聞いてくれる人」の存在であり、自分たちの応援者である。そのために、気軽に話ができる関係性を最も大切にしている。

地域のみなさんに「更生保護制度」をきちんと理解してほしいという想いから、協力雇用主や、BBS、更生保護女性会などと共同で、保護観察の対象者を支援するイベントにも積極的に参加している。出所後の住まい・生活費・就労など、クリアすべき個々の課題も多い。

今後は、行政や社協とのかかわりが重要であることを強く感じているという滋田さん。地域のなかのあらゆるネットワークを活用し、地域ぐるみで一人の人の更生を支援していく態勢をより強固なものにしなければいけないと考えている。

▶▶取材協力 葛飾区保護司会  
しげた けいこ  
保護司 滋田 慧子 さん

## 事例2

### 大学生ボランティアによる 更生保護活動

早稲田大学広域 BBS 会【東京都新宿区】

#### ■ 対象者に身近な年齢で更生を支える取り組み

早稲田大学広域BBS会(以下、BBS)は平成9(1997)年に発足した学生ボランティア・サークルで、保護観察所と連携しながら都内全域で更生保護活動を展開している。会員資格は



12月に行われた「グループワーク」海岸清掃の様子

大学生だけに限定し、現在は他大学の学生も含め約60名が所属している。

BBSのすべての活動は、少年たちの非行防止を核としており、そのなかの一つに「ともだち活動」がある。これは、保護観察中の少年に対して、年齢の近い立場から社会的更生を促すもので、BBS会員2名が1人の少年とかかわる形態を基本として、定期的に連絡を取りあって勉強を教えたり、映画や食事を楽しみながら良き相談相手となっている。

「ともだち活動」の対象となっている少年を、集団活動に誘い、共に参加する取り組みが「グループワーク」で、年4回、屋外でバーベキューやレクリエーションを行ったり、東京都内の散策など、少年たちがあまり経験をしたことがない企画を実施して、共に楽しみながら社会的更生の手助けをしている。

大学生ならではの活動として、「学習ボランティア」も実施されており、児童相談所、児童自立支援施設、DV被害に遭った人のシェルターなどの施設で、少年たちに勉強を教えている。この活動の最大のメリットは、定期的・継続的にかかわることを糸口として、「ともだち活動」のような関係性が築けることである。

また、BBS会員が活動をするうえでは、さまざまな知識や技術が必要になってくるため、毎月1回の研修会を開き、会員各自が専攻している心理学や教育学の資料を持ち寄って学びあっている。ときには施設見学や外部から講師を招いて講演会を開催することもある。

#### ■ 更生保護活動への想いと今後の抱負

BBSがかかわる少年たちは中・高校生が多く、どの活動においても、「あなたのことを、きちんと見ている人がいる」ということを伝えていくことを大切にしている。

少年たちは、普段は外部の人と会う機会が少なく、自分たちと近い年齢の人と会うこともないために、「学習ボランティア」などの活動を楽しみに待っていてくれるという。この活動をやってきてよかったと感じたことがある。それは、保護施設で勉強を教えている少年たちは頑張って高校に入っていくが、続

かない場合が少なくない。そのなかで、1年間勉強を教えた少年の一人が、学年でもかなり良い成績をとれる力を得ていった例があり、自らの支援が役に立ったと実感できたことである。

平成21(2009)年5月から裁判員制度がスタートしたことをきっかけに、更生保護制度が改めて注目されている。裁判の際にも、「周りに誰かがいてくれたら、犯罪は防げた」と考える裁判員が多く、刑を猶予し保護観察をつけるケースも増えている。

BBSでも、今後は、会員の確保と広報活動の充実を図りながら、ボランティアな立場で少年たちの更生保護活動にかかわり、更生保護の認知度を高めていきたいと考えている。

▶▶ 早稲田大学広域 BBS 会  
ひなた ともなり  
会長 日向 智成 さん



### 事例3

## 主婦たちの視点による 更生支援の取り組み

新宿区更生保護女性会 [東京都新宿区]  
<http://www.shinjuku-koujo.jp/index.htm>

### ■ 青少年の犯罪防止と更生保護活動

新宿区更生保護女性会(以下、「更女」)は、昭和35(1960)年11月に創立された新宿区更生保護婦人会を前身とした更生保護ボランティア団体である。新宿区内5分区(神楽坂、早稲田、淀橋、戸塚、四谷)で構成され、現在の会員は360名となっている。

更女の取り組みの一つは、青少年の犯罪防止である。「社会を明るくする運動」の一環として、行政や新宿区社協などとの連携による「いじめ虐待防止フォーラム」の開催や、乳幼児を抱える母親に対して、子どもが犯罪に傾かないように呼び掛ける「ハロウィン・キッズ・コンサート」(保護司会、民生委員会、青少年育成委員会、母の会、婦人団体協議会、町会連合会などの団体と協働)を続けているほか、区内の中学校へは「薬物乱用防止」の出前授業を薬剤師と連携して行っている。

また、刑務所や少年院から出所・退院した人たちのフォローアップも重要なミッションである。新宿区内の2つの更生保護施設には、生活必需品に事欠く入所者が多い。そこへタオルや石鹸、歯ブラシなどを持って訪れるとともに、定期的に「男の料理教室」と称して、施設に入っている人たちが社会に出たときに、自分で料理ができるように指導もしている。

料理教室で使う食材の調達や運搬には、区内の青物市場の協力を得ており、こうした協力者を獲得し、活動に巻き込みながら対象者と支援ボランティアとを上手につないでいる。

### ■ 更生支援への想いと今後に向けて

更女の活動では、更生保護施設から出た人が元気を取り戻し、自立・就労を果たすために、物心両面での支援を大切にしている。特に現在、区内の更生保護施設では、食料や衣類、生活用品が不足しているため、会員のみならず、広く一般からの物資援助も求めている。

いままで一人だけで生きてこざるを得なかった人には、誰にも相手にされず、相談すらできずにきてしまった経緯がある。若ければやり直しがきくが、60歳、70歳からの自立生活にはかなりの困難が伴うため、対象者の考え方を少しでも前向きになるよう支援したいとの想いがそこにある。

毎年、冬には更生保護施設内で「クリスマス会」を主催している。施設を出た人たちは、仮釈放の期限が満期になっているため、更女の会員たちと道で会っても挨拶を交わせない決まりになっている。そういう人が「クリスマス会」に集い、現在はどんな仕事をしていて、どんな生活をしているか様子をうかがい、支援に対してお礼を言われたときは、活動のやりがいを感じるという。

更女では今後も、帰るところもなく、衣類の着替えも持たない人を支えるためのボランティア活動に意義とやりがいを見出し、楽しみながら継続していきたいと考えている。

▶▶ 新宿区更生保護女性会  
さかもと ゆきこ  
会長 坂本 悠紀子 さん



「ハロウィン・キッズ・コンサート」でのひとコマ